

平成30年第11回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

平成30年11月7日 午後2時40分  
筑紫野市役所第5会議室

1 開会日時及び場所 平成30年11月7日 午後2時40分  
筑紫野市役所（第5会議室）

2 閉会日時 平成30年11月7日 午後3時25分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、  
井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、井上瞳、日永田美月、八尋一男、八尋雄二、平山正美、  
柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

神崎光成、野美山義照、

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

筑紫野市環境経済部農政課主任 木村明江

筑紫野市環境経済部農政課主事 小金丸卓也

5 会議に付した事項

農地

報告第31号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第32号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第28号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第29号 非農地証明願いについて

農政

議案第14号 特定農地貸付けの承認申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：ちょっと早いようでございますけれども、みんなおそろいでございますので審議に入りたいと思います。よろしく御協力願います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第11回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まずは、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、6番の砥綿氏、よろしく願います。それから9番の平嶋さん、よろしく願います。指名をいたします。

では、既にお手元に配付しておりました議事目録に従いまして、審議を進めてまいります。

まず、報告事項から行きたいと思います。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第31号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が4件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：それでは読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、朝倉郡筑前町□□、□□。届出地の表示、□□、田1,402平米、合計1,402平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか4筆、田3,110平米、畑425平米、合計3,548平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

3番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか15筆、田6,302平米、畑508平米、合計6,810平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

4番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか6筆、田5,924平米、畑402平米、合計6,326平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：今、4件ほど届出者の御説明がありましたが、本件について何か御質問等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終わります。

次に進ませてもらいます。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第32号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆、田2,562平米、合計2,562平米。転用目的、共同住宅。構造規模、鉄筋コンクリート造5階建。工事期間、受理通知後から

平成31年10月31日まで。開発許可の要否、県開発許可該当。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年10月5日。

2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、田506平米、合計506平米。転用目的、共同住宅。構造規模、鉄筋コンクリート造3階建。工事期間、平成30年12月1日から平成31年7月31日まで。開発許可の要否、市整備要綱該当。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年10月19日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。今、2件の届け出に関して説明がありましたが、あわせて一緒に御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件については報告を終わります。

次に進ませてもらいます。

失礼しました。ちょっと私の早とちりで2枚めくっていました。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第33号、議案書のとおり、農地の転用届出が3件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、大野城市□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□株式会社、代表取締役□□。届出地の表示、□□、畑24平米、合計24平米。転用目的、進入路の拡幅。契約内容、売買。構造規模、砂利敷。工事期間、受理通知後から平成30年10月31日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年10月10日。

これにつきましては、譲渡人が法人となっております。当初は、分譲用地ということで□□が用地転用で取得されたんですが、計画変更という形で、また□□から□□さんへ売買されるということでございます。

それでは、続きまして2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、福岡市□□、□□株式会社、代表取締役□□。届出地の表示、□□、畑71平米、合計71平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建。工事期間、平成30年11月1日から平成31年3月31日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年10月15日。

この件につきましても、譲渡人が法人になっております。こちらも当初は宅地分譲ということで取得されたんですが、計画変更という形で□□さんのほうに売買されております。

それでは、続きまして3番、譲受人、筑紫野市□□、□□株式会社、代表社員□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、畑305平米、合計305平米。転用目的、建売住宅。契

約内容、売買。構造規模、木造2階建。工事期間、平成30年12月1日から平成31年2月20日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年10月22日。

以上です。

○議長：今、3件ありましたが、本件について一括して質疑を受けたいと思います。何かございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、以上で本件に関する報告を終わります。

次、議案に移ります。

議案第28号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

まず1番について地区担当委員の説明をお願いします。□□委員さんをお願いします。

○委員：譲受人が□□さんで□□の人、譲渡人が□□の□□さんです。面積が足りないようだったんですけど、1,700平米を買われて、合計しますと5反を超えますのでオーケーとなっております。

水利関係なんかはみんな水が来ているということですから、何も心配することはないようです。□□さんも□□の人で大体の水利関係なんかは知っておられるそうです。何もないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長：一緒にしますかね。次の2番の□□さんの件について□□委員さんから御説明をお願いします。一括してやりたいと思います。

○委員：説明します。譲受人、筑紫野市□□、□□。1万4,030.66平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、田の2,520平米でございます。契約内容につきましては売買という形で移動届が出されていますが、6ページに位置関係がございます。

ページ6を下に見て、右斜め上から左下の中央に行っているのが□□線でございます。その左上から右下が□□線、通称□□でございます。その下は□□線になります。右上のほうは□□、左下が□□線の□□駅です。左側下のほうに□□川が流れているということで、その中心、ちょうど□□線と□□の交差点の右側です。ここが該当地でございます。側道は□□線の横に側道がございますので、それから進入するという形になってございます。現在は、□□の方に水稻をつくっていただいているそうです。使用貸借ですね。それを今回、□□さんに売買をするということでございます。

□□さんにつきましては、1万4,000平米ぐらい持って水稻を中心につくってございます。今後も水稻を作付される予定でございます。

この件につきましては、9月にあっせん申出書が出た案件でございます。

以上です。

○議長：今2件の権利移譲について説明を受けました。事務局のほうで一括して何か補足することがあったらしてください。

○事務局：それでは、農地法の要件について説明させていただきたいと思います。

まず、1番についてですが、耕作状況につきましては□□さんは全て米をつくられているということです。□□市在住で□□市にて耕作をしているということでございます。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、軽トラックを所有しておられます。労働力につきましては、本人、妻、息子ということになっております。農作業の経験なんです、御本人は50年経験があるということでございます。地域との調和要件ですが、申請地は引き続き米の作付を行う予定でありまして、周囲に支障が生じることはないと思われま。農作業の従事日数ですが、草刈りを含めてほぼ年間従事しているということでございます。

続きまして2番ですが、□□さんにつきましては1万4,030平米耕作しておりまして、そのうち1万2,953平米が米、1,561平米で野菜をつくっておられるということでございます。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、ダンプカーを所有しております。労働力は御本人一人で、農作業経験は40年ということになっております。地域との調和要件でございますが、申請地は引き続き米の作付を行う予定でありまして、周囲に支障が生じることはないと思われま。農作業の従事日数ですが、こちらも草刈りを含めて年間従事しておるということでございます。

以上です。

○議長：今、一括して説明を受けましたが、本件について御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、これより採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

議案第29号、非農地証明願に関する件を議題といたします。まず1番について、地区担当委員の説明をお願いします。□□委員さんよろしくをお願いします。

○委員：申請人住所氏名、福岡市□□、□□。申請地の表示、□□、田144平米。当該地は昭和61年より農地転用済みのため現況は雑種地となっている。

これについては、私の近所と言えば近所です。存じ上げておりますけれど、次のページの地図

でござんのとおり住宅に囲まれた土地で、61年に□□さんという方が敷地を拡張するために売買で購入されております。□□さんのところは、今もう空き家になっておりまして、この空き家に今度入るといことで□□さんから非農地の証明願が出ています。

以上です。

2番目につきましても、□□さんが休みですので私が一応説明だけ……。

○議長：していただけますか。では説明をお願いします。

○委員：申請人住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□ほか1筆、田1,023平米。当該地は昭和60年より杉、ヒノキ等の植林のため現況は山林となっている。

私はこれは見に行っていないので、ちょっと補足してもらっていいですか。

○推進委員：一応見に行ったんですけども、大きな杉やヒノキが植わったままなんですよ。これは実際無理だろうという確認をしております。

以上です。

○議長：私も現地に行きました。副会長、何か説明することがあったら……。

○副会長：いや、いいですよ。

○議長：では、事務局のほうで補足説明があったらお願いします。

○事務局：1番につきましては、今、□□委員が説明されたとおりで、農地転用の許可をとってはありましたけれども、地目変更登記までしてなかったというところで、改めて今度非農地証明申請という形で地目変更登記をしたいという申請がっております。11月5日に会長、副会長、事務局で現地を確認しております。現地は、庭の一部というよりは雑草も生えておりまして、とても農地の状態ではありませんでした。

2番につきましては、今、□□委員から説明があったとおりです。11月5日に会長、副会長、事務局で確認をしております。

以上です。

○議長：本件2件について一括して御質疑を受けたいと思います。何かございましたら御意見、御質問をお願いします。

○委員：参考のために聞かせてもらっていいですか。

○議長：はい。

○委員：1番は61年に農地転用済みってあるんですよね。このときの転用済みの許可証で地目変更届はできないんですか。

○事務局：それでもできるかとは思いますが、紛失してあるかもしれませんし、それにかわる再交付というか、許可があったという証明まではできるかと思えます。どちらでもよかったかなと思うんですけども、今回はこのように御本人も非農地のことを知っておられましたので、こ

ういった形で申請がっております。

○委員：例えば事務局で、こういう届け出があったよという証明的なものを出せるんですか。

○事務局：出せます。許可証の再交付とかになったら県のほうまで上げないといけないのでちょっと時間もかかるんですけども、許可があったということだけはこちらのほうに事績がありますので、それによって許可があったという証明は出せます。それで法務局も許可があったんだなどということは認めているところです。

○委員：ああそうですか。わかりました。

○議長：よろしいでしょうか。ほかに何か御質疑等ございましたらどうぞ。ないようであれば先に進みたいと思います。

○委員：もともとは田んぼだったのが雑種地になっているんですけど、これ雑種地になったら手入れはしないといけないんでしょう。

○事務局：一応当時は、昭和61年に農地転用をして敷地拡張ということで購入しているので、庭として利用してあるのならその手入れはしてあるかと思えます。ただ、今説明があったように空き家になっているので、その関係もあって草が生えていたと思えます。

○委員：これは草ぼうぼうにしてもいけないですよ。ちょっとだけど、1のところは家が建っているんでしょう。宅地のようになっているんですか。

○事務局：図面から見れば、北東のほうの家、左上のほうの家の敷地の一部です。それと一体となっていますけれども、ただ、先ほどからあっておりますように空き家になっておりまして、手入れが行き届かないで草が生えているような状況です。

○委員：空き家になっているわけ。

○事務局：はい。それで、今度それを売買するには農地のままではいけませんから、転用の許可を再度とるか地目変更登記をするかどちらかになります。今回は非農地証明ということで対応しているところでございます。

○委員：売買するためですね。

○事務局：そうです。

（「買う人がするんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長：こういう表現をしたら……。どっちかに統一しとかないときついですよ。61年度から農地転用済みとか、はっきりそうだったのならこうこうだよって皆さんに言わないと。それと現況は既に雑種地となっているって書いているでしょう。雑種地となったからいいんだよということで、承認を求めると自体も表現が別にぴしゃっと現況はこうなっているよということだったらわかるけれど、こういう状況でこうなっているって言い方でどっちかに合わせておかないとね。ちょっと整理をしておいてくれないかな。現況を見た限りにおいては農業ができないことはわか



ります。この間、現地に行ってきましたからね。これ、整理をしておいてください。そうでないと……。

○事務局：わかりました。

○議長：今、□□委員の質問にありましたように、若干この表現が統一されていないので、後で事務局で整理をしておくということで御理解をさせていただきたいと思います。

ほかに何か御質問等ございましたらお願いします。

(なし)

○議長：ほかにないようでございますので、一括して採決に入りたいと思います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次の議案に入りたいと思います。

議案第14号、特定農地貸付けの承認申請についての件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：農政課農政担当の□□と申します。私からは農政議案第14号、特定農地貸付け承認申請について御説明いたします。

現在、筑紫野市では、市民に対してふれあい農園を貸し出しをしております。今回は平成29年3月から平成30年11月末で終了します各農園の貸出を引き続き実施するための申請です。市民農園は農業者以外の者が野菜や花などを栽培して自然と触れ合うことにより、農業に対する理解を深めることを目的に開設しております。添付資料につきましては、大きく分けて二つ御説明いたします。

まず、筑紫野市特定農地貸付け規定となります。こちら、筑紫野市特定農地貸付け規定に基づき契約をいたしまして、1ページから4ページにございます。

続きまして、特定農地貸付けの農地の位置や付近の状況を表示する図面となりまして、一覧表と具体的な地図を5ページから12ページまでにつけさせていただいております。

続きまして、貸付け規定について御説明いたします。

農地の所在地、地番及び面積につきましては5ページに記載しております。

1番、紫ふれあい農園。農地の住所は紫1丁目、地番が443-1、面積、1,168平方メートルとなっております。以下御説明は省略させていただきますが、合計で7カ所の農園となります。

続きまして、特定農地貸し付けを受ける者の募集や選考の方法につきまして御説明いたします。筑紫野市特定農地貸付けに基づき一般公募のもと、農地借り受け申込書の申し込みがあった市民に対して、抽選により借受者の決定を行います。

続きまして、特定農地貸付けに係る農地の貸付期間、その他条件につきましては、今回、期間が平成31年3月1日から平成32年11月30日までとなっております。条件は筑紫野市特定農地貸付け規定に基づいておりますのでお読み取りをお願いいたします。

最後に、特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法につきましては、借受者との契約のときに、筑紫野市特定農地借受け遵守事項を遵守していただくように呼びかけております。

以上で御説明を終わります。

○議長：本件について質問等ございましたら御発言願います。

私から一つ聞いていいですか。農地貸付け規定の第4条の（1）号の中に貸付期間を5年以内とすると書いてありますね。これ、今度31年まで1年間ということでしょう。

○農政担当：21カ月です。

○議長：今度は1年間ずつ更新していくの。

○農政担当：毎度決めさせていただいております。

○農政担当：いえ、貸付期間は次回も21カ月。31年の3月から33年11月までです。

○議長：2年間。

○農政担当：いや、21カ月です。ちょっと時期をずらしています。24カ月のうちの1年ちょっと、1年10カ月です。

○議長：5年以内はわかるんです。毎年するのは大変だろうと思って。

○農政担当：いや、毎年ではなくて、大体21カ月ごとに、2年おきぐらいにやっています。

○議長：2年弱ぐらいですね。わかりました。ありがとうございました。

ほかに何か御質疑等ございましたら御発言願います。

○推進委員：この区画の現在の利用者というのはどのぐらいいるんですか。

○議長：現況はどうなんですか。

○農政担当：申しわけございません。具体的な資料を本日お持ちしておりませんで、各農地ではばらつきはありますが、平均して7割程度の利用者となっております。

○推進委員：あいているということですね。抽選とか言われていたので満杯かと思ったんです。

○農政担当：申し込みが多数の場合は抽選になりまして、区画についても抽選によって選んでいただくという方法です。

○推進委員：もし抽選漏れしたら御笠まちづくり協議会に相談してくださいって言ってください。何ぼでもありますから。

○農政担当：ありがとうございます。

○推進委員：お願いします。

○議長： ほかにないようでございます。市の貸付けでございますので間違いはないと思います。本件についてお諮りしたいと思います。

本案を承認することに御異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長： 御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

次に進めさせてもらいます。農政議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いします。

○農政担当： 農政課農政担当の□□と申します。それでは、農政議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について御説明させていただきます。読み上げて御説明させていただきます。

貸付者氏名、□□。貸付者住所、福岡市□□。借受人氏名、□□。借受人住所、筑紫野市□□。所在地、□□。地目、田。面積686平米。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水田。利用権の始期、平成30年11月11日から終期、平成33年11月10日までの3年間。賃借料、10アール当たり3万円となっております。

最後のページをお願いします。6ページ目になります。

今回の利用権設定の件数につきましては、更新が14件、新規が23件、合計で37件となっております。合計で111筆、16万4,286平米の申請があつているところでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長： 一応、既に配布してございましたので、各農業委員、それから推進委員の方もごらんいただいているかと思ひます。本案について何か御質疑等ございましたら、各地区でございますので御発言願ひます。

○委員： さっき出ましたが、1番の□□さんの賃借料が10アール当たり3万円というのは本当ですか。更新のやつです。30番-11-001。

○農政担当： これは全区画で合わせて10アール当たり1万円になります。□□さんと□□さんの利用権につきましては7筆ございまして、合計が6,806平米となっております。その分が10アール当たり3万円で申請があつているところでございます。

○委員： 6,800平米で3万円って意味ですか。

○農政担当： 10アール当たり3万円で申請が上がつているところでございます。

○委員： だから6,800平米で3万円って意味？ これ、6,800でしとるやろうけど、書き方をもう少し工夫したほうがいいんじゃないかというのが一点です。

○農政担当： 期間が3カ年で、それを反当り3万円で借りていますということです。年間じゃないです。3年間です。そういうことでしょう。

(「10アール当たりって書いてあるよね。わかるように書かないと」と呼ぶ者あり)

○農政担当：書き方が……。済みません6,800平米を年3万で借りていると。反当りじゃなくてですね。済みません、表記が間違っております。全体を年間3万で借りたということです。それを3カ年借りるということです。済みません、ちょっと表記が誤っています。

○農政担当：失礼いたしました。

○農政担当：済みません。表記の仕方、2ページにもありますけれども、例えば30-11-008の全体で2万って書いてある分ですね、3筆あって。これは3筆借りた分が反当たり年間2万ですよということです。

○議長：何も書いてないのはゼロね。

○農政担当：そうです。使用貸借もありますので。

○議長：賃借料の記載がないから……。これは無償ですね。

○農政担当：はい。

○議長：よろしいですか。

○委員：表記の関係を見やすくしたほうがいいんじゃないかということです。

○農政担当：はい。

○委員：それともう1点。30-11-021番、借受人が有限会社□□さんになっていますね。これはどういった法人ですか。

○農政担当：御説明させていただきます。有限会社□□についてですが、飲食店を営んでいる会社です。今回の利用権につきましては、解除付き条件の賃借で契約をさせていただいております。農地の作付につきましては、野菜を中心に作付をすると聞いております。主な農機具としてトラクターを1台所有しております、農業経験がおります。従事ですが4人程度で作付をすると聞いております。今後ですが、現地確認等をしながら現状を把握していきたいと思っております。

以上になります。

○委員：これ、自分のところで使うやつをつくりたいということ？

○農政担当：そう聞いております。

○委員：そういう人がいるんですね。6反だから相当ありますね。

○議長：ほかに何かございましたら。

(なし)

○議長：ないようでございますのでお諮りをしたいと思います。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

よろしいですか、□□委員。決をとっているのによければいいということで挙手ください。

(賛成者挙手)

○議長：どうもありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することにいたしました。以上でございます。

事前に御案内しておりました予定の議事が全て終了いたしましたのでここで委員会を締めさせていただきます。

以上をもちまして、平成30年第11回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れございました。